

制度改正に伴う専門家派遣等事業
武蔵野商工会議所主催 働き方改革セミナー&個別相談会のご案内

働き方改革 残業時間はこのままで大丈夫ですか？

～変形労働時間制と固定残業代の適性化について～

本年4月から、時間外労働の月上限が45時間となりました。労働基準監督署への届出により上限を超えることも可能ですが、書式も新しくなりルールの変更もあります。残業時間上限と新36協定について、改めて説明します。また、残業時間の削減方法として「変形労働時間制」や「フレックスタイム制」などの労働時間制度についてもポイントを絞って解説します。

「営業手当は残業代として支払っている」「基本給の一部に残業代も含まれている」という企業は多いですが、残業代としては認められないケースが見受けられます。セミナー後半では、「みなし残業代（固定残業代）」や「各種手当」が残業代として認められる支給方法について解説します。

◆ カリキュラム ◆

- 1 残業、月45時間上限規制
- 2 新36協定について
- 3 各種変形労働時間制について
- 4 みなし（固定）残業代の基本ルール
- 5 各種手当の残業代適性化
- 6 基本給からの残業代適性化

講師 角田 博一 氏(つのだ・ひろかず)

特定社会保険労務士
社会保険労務士事務所 ツノダ人事多摩オフィス 代表

【講師プロフィール】

労務トラブルに強い特定社会保険労務士。ジーンズメーカーの営業マンとして直営店の販売員管理を経て都内の社会保険労務士法人に6年間勤務し独立。現在は三鷹駅南口の事務所を拠点に就業規則作成、給与計算代行業務などを中心に、会社の立場を理解したうえでの就業規則の変更やみなし残業代導入を含む働き方改革のアドバイスを実施。



◆ セミナー ◆

【日 時】 令和2年10月27日（火）14:00～16:00

【会 場】 武蔵野商工会館 5階第1・第2会議室（武蔵野市吉祥寺本町1-10-7）

【定 員】 30名（申込順、定員になり次第締め切ります）

【参加費】 無料（会員・非会員問わずどなたでもご参加いただけます）

◆ 個別相談会 ◆ **完全予約制**（相談時間帯等につきましては別途ご相談させていただきます）

※セミナー同様、角田氏が対応します。カリキュラム内容及び人事労務全般に関する相談が受けられるものです。

【日 時】 令和2年11月5日（木）10:00～12:00 / 13:00～17:00

【会 場】 武蔵野商工会館内会議室

① 相談時間は、1事業所30分とさせていただきます。

② 時間の都合上、お受けできる事業所に限りがございます。（申込順、定員になり次第締め切ります）

【お問合せ】 武蔵野商工会議所 企業支援部（担当：佐伯）

TEL 0422-22-3631 / E-mail soudan@musashino-cci.or.jp

働き方改革セミナー&個別相談会申込書

武蔵野商工会議所企業支援部 行 FAX：0422-22-3632

※希望時間帯を下記カッコ内に記入

○をしてください	セミナー（10/27）に申込み	個別相談会に申込み 11/5（ ）	
事業所名		相談内容	<input type="checkbox"/> 残業時間の相談 <input type="checkbox"/> 人事労務全般相談（ ）
住 所		T E L	
		F A X	
参加者名			

※記載の個人情報は、武蔵野商工会議所 働き方改革セミナー事業にのみ使用いたします。

※決定した時間は、別途ご連絡させていただきます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用にご協力ください。